

特定非営利活動法人訪問看護ステーションコスモス

訪問看護ステーション コスモス寿 訪問看護・介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人訪問看護ステーションコスモスが開設する訪問看護ステーション コスモス寿（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの運営管理を図ると共に、指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上を努めるものとする。

- 2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るように努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師（以下「看護職員」という）によってのみ訪問看護をおこなうものとし、第三者の委託によっては行ってはならない。
- 5 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書及び介護予防訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

(ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション コスモス寿
- (2) 所在地 〒231-0025 神奈川県横浜市中区松影町3-11-2 三和物産松影町ビル701
(本社) 〒111-0021 東京都台東区日本堤1-1-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションには次の職種の者を置く。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者はステーションの運営・管理を行う。
- (2) 看護職員 7名（常勤1名、非常勤6名）
看護職員（准看護師は除く）は、訪問看護計画書および介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書および介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護職員は、訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月30日から1月4日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者は要介護又は要支援認定を受け、居宅サービス計画に基づき看護計画をたて訪問看護を実施する。主治医がステーションに交付した指示書により訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、横浜市高齢健康福祉部など関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 ステーションの訪問看護内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア、その他患者の看護
- (5) 療養生活や介護方法の指導
- (6) カテーテル等の管理
- (7) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 ステーションは利用料の他、看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として別表の額の支払いを、利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料1万円
 - (2) 交通費は無料
- 3 ステーションは、前項の料金の支払いを受けた時は、基本料金の他の利用料（個別の費用毎に区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し基本料金並びにその他の利用料の内容及び金額に関してあらかじめ文書にて説明を行い、その同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 横浜市中区とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員は訪問看護を実施中に、利用者の病変に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

ステーションは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第11条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って行う。

(事故処理)

- 第12条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第14条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、又業務体制を整備する。
- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年10回の業務研修
- 2 職員及び職員であった者は、業務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管する。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人訪問看護ステーションコスモスとステーションの管理者との協議に基づいて定める。

附則 この規程は2024年4月1日から施行する。